

三鷹市資産税課からのお知らせです。

償却資産申告書の様式に
個人番号(マイナンバー)・法人番号の記載欄が設けられました。





マイナンバー制度の実施に伴い、ご提出いただく申告書に個人番号(以下「マイナンバー」という。)・法人番号を記載していただくことになりました。そのため、マイナンバーを記載した申告書をご提出いただく際は、①番号確認、②本人確認(及び③代理権確認)を実施させていただきます。申告書をご提出の際は、以下の確認資料をお持ちください。郵送の場合は確認資料の写しを添付してください。

なお、eLTAX(電子申告)による申告の場合、確認資料の添付は不要です。また、法人番号を記載した申告書をご提出いただく際も確認資料の添付は不要です。

※マイナンバーを記載する箇所については、“固定資産(償却資産)の申告について”をご覧ください。

(1) 本人が申告書を提出する場合

	番号確認資料	本人確認資料
窓口・郵送	 ↑ 個人番号カード(裏面) 通知カード 住民票の写し(個人番号が記載されたもの)等	 ↑ 個人番号カード(表面) 運転免許証 パスポート 等
	eLTAX(電子申告) 電子証明書等により本人確認を実施するため、確認資料の添付は不要です。	

(2) 代理人が申告書を提出する場合

	本人の番号確認資料	代理人の本人確認資料	代理権確認資料
窓口・郵送	本人の個人番号カード(裏面) 本人の通知カード 本人の住民票の写し(個人番号が記載されたもの)等	代理人の個人番号カード(表面) 代理人の運転免許証 代理人の税理士証票 等	税務代理権限証書 委任状 等
	eLTAX(電子申告) 電子証明書等により本人確認を実施するため、確認資料の添付は不要です。		

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の趣旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力ください。ただし、マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書へのマイナンバーの記載はないものとして受理いたしますので、予めご了承ください。